

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	羽生市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2016060200029/

執行機関名 羽生市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法第19条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定による就学困難と認められる児童又は生徒の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対する就学に必要な費用(以下「就学援助費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第24号)別表第1第10項 学校教育法第19条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定による就学困難と認められる児童又は生徒の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対する就学に必要な費用(以下「就学援助費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第一条	羽生市就学援助費支給要綱(平成26年6月18日告示第35号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、<u>教育の機会均等の精神</u>にのっとり、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づき、<u>経済的理由により就学が困難と認められる市の設置する小学校又は中学校に在籍している児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)</u>に対し、就学に必要な費用(以下「就学援助費」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>羽生市就学援助費支給要綱(平成26年6月18日告示第35号)</p>